**沖縄県立埋蔵文化財センター発注　委託業務の再委託について**

沖縄県立埋蔵文化財センターから委託を受けた業務について再委託を行う場合は、事前に申請・承認の手続きが必要となります。

〇契約時点で再委託を予定する場合

　→　工程計画表提出時に申請・承認

〇作業中に再委託が必要となった場合

　　→　担当職員と調整の上、申請・承認

〇すでに申請・承認を受けたが、追加・変更

　　→　担当職員と調整の上、変更申請・承認

**注意**　再委託できる業務内容には、制限があります

　　下記のような業務は再委託できません

　　　〇委託業務を一括もしくは分割して全部を第三者に委託すること

　　　〇業務の総合的な企画及び判断、業務遂行における管理・監督を第三者

に委託すること

　　　〇業務の総括的な確認検査、及びその責任を第三者に委託すること

申請時に必要な書類について

　担当職員と調整の上、再委託の申請書類を提出する場合、以下の書類の提出をお願いします。

　○業務の一部を再委託(変更)する場合　※変更の場合は変更箇所の書類のみ

　１ 業務一部再委託（変更）承諾願

２ 履行体制に関する書面

３ 担当技術者の経歴書

　４ 保有資格等の写し

５ 本人確認用の免許証の写し

６ 再委託先見積書等

※１、２、３の書類については別添様式を使用すること。

　○担当技術者等を変更する場合　（再委託の承諾後、担当者を変更する場合）

　１ 担当技術者等変更願

２ 履行体制に関する書面

３ 担当技術者の経歴書

　４ 保有資格等の写し

５ 本人確認用の免許証の写し

　６ その他変更の確認に必要となる書類

　※１、２、３の様式については別添様式を使用すること。

**再委託を行う際の注意事項**

下記の業者には再委託できません

　〇この委託業務に伴う入札に参加した者

　〇沖縄県の指名停止措置を受けている者

　〇暴力団員又は暴力団と密接な関係をもつ者

**再委託とは**

　委託契約の履行にあたり、その全部又は一部について、第三者と委託又は請負に係る契約を結ぶこと。

※当該委託業務を行う上で必要な資材・機材の買い入れ又は借り入れ契約は再委託に該当しません。